

## がん医療に関する情報提供及び相談について

がん患者やその家族にとっては、自らのがんについて知り、適切な治療法、医療機関を選択するために、がん医療に関する一般的な知識や各がん専門医療機関の専門分野、専門医などの医療機能情報等が必要であり、医療関係者にとっては、質の高い医療を提供するために診療ガイドライン等がん医療に関する最新の知識を知ることが必要であり、がん医療に関する情報を収集し、正しく迅速に提供する体制が必要である。

また、がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するためがん医療に関する相談体制も必要となってきた。

(取組)

### ● がん患者及びその家族の方へ向けて

#### ○ 情報提供

- ・ がん対策情報センター（平成 18 年 10 月に国立がんセンターに設置）ホームページによるがん医療に関する一般的な知識等の提供
- ・ 都道府県が、医療機関から報告のあった情報を集約して公表する医療法上の制度において、医療機関の医療機能に関する情報を提供（一部としてがんに関連する事項も含まれる予定。）

#### ○ 相談支援

- ・ がん診療連携拠点病院に、相談支援センターを設置し、個別の事情に即して、地域の医療機関や医療従事者の紹介やセカンドオピニオン医師の紹介等も含め、がん医療に関する相談を実施。
- ・ がん対策情報センターが、相談支援センターの相談員に対する研修の実施やがんに関する相談内容を整理しデータベース化し、提供するなどして相談支援センターを支援

### ● 医療関係者へ向けて

#### ○ 情報提供

- ・ EBMの手法による診療ガイドラインとして乳がん、肺がん、肝がん、胃がん、前立腺がんが既に完成しており、今後、食道がん、膵臓がん、胆道がん、大腸がん、腎がん、卵巣がん、皮膚がんなどが作成中。